



県章

滋賀県公報

令和7年(2025年)
8月1日
第636号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

- 告 示
 - 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定(障害福祉課) 1
 - 道路区域の変更(道路保全課) 1
 - 道路の供用開始(道路保全課) 2
- 公 告
 - 公共測量実施公告(用地事業支援課) 2
- 健康福祉事務所告示
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定(湖北) 2
- 正 誤
 - ※令和7年5月30日付け号外(2)滋賀県規則第46号中 3

告 示

滋賀県告示第292号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者として、次の者を指定した。
令和7年8月1日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害児通所支援の種類	指定年月日	事業所番号
GIRAFFEこもれびくらす	彦根市日夏町2770-27	合同会社GIRAFFE	彦根市宇尾町257番地2	児童発達支援 放課後等デイサービス	令和7.8.1	2550200451

滋賀県告示第293号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。
この関係図面は、令和7年8月1日から令和7年8月15日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年8月1日

滋賀県知事 三日月 大 造

道路の種類	路線名	道路の区域				
		区 間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考
		近江八幡市長田町字勘ノ町	変更後	最小6.0m } 最大	27.5m	道路法第24条承認工事(現道拡幅)に伴う道路区域の

県道	下豊浦鷹飼線	997番地先から		6.4m		変更
		近江八幡市長田町字勘ノ町 1000番地先まで	変更前	最小 5.0m) 最大 5.3m	27.5m	

滋賀県告示第294号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和7年8月1日から令和7年8月15日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年8月1日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
下豊浦鷹飼線	近江八幡市長田町字勘ノ町997番地先から 近江八幡市長田町字勘ノ町1000番地先まで	令和7.8.1	L=27.5m

滋賀県告示第295号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和7年8月1日から令和7年8月15日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年8月1日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
平野草津線	草津市笠山七丁目字新池87番5地先から 草津市笠山七丁目字新池89番6地先まで	令和7.8.29 15時	L=485.6m

公 告

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、豊郷町長 伊藤 定勉から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和7年8月1日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(航空写真撮影、写真地図作成)
- 2 作業の地域 犬上郡豊郷町全域
- 3 作業の期間 令和7年7月18日から令和8年3月31日まで

健康福祉事務所告示

滋賀県湖北健康福祉事務所告示第15号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和7年8月1日

滋賀県湖北健康福祉事務所長 嶋 村 清 志

事業所	事業所の	名称	主たる事務所	指定障害福祉	指定年月日	事業所番号
-----	------	----	--------	--------	-------	-------

の 名 称	所 在 地		の 所 在 地	サービ ス の種 類		
訪 問 介 護 ファミリオ 長 浜	長 浜 市 平 方 町 238番地ワイエ フビル23 2 F	株 式 会 社 N e t C r e w	長 浜 市 平 方 町 238番地ワイエ フビル23	居 宅 介 護	令 和 7 . 8 . 1	2510300912

正 誤

令和7年5月30日付け号外(2)滋賀県規則第46号中

ペー ジ	行	誤	正
10	34	(10) 便房	(11) 便房

